

別表 学校感染症と出席停止（療養期間）の基準

分類	病名	出席停止の基準（療養期間）	登校再開時提出書類	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）など	治癒するまで	治癒証明書	
第2種	インフルエンザ（季節性）	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで	登校届	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	登校届	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	登校届	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺の主張が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	登校届	
	咽頭結膜炎	発疹が消失するまで	登校届	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	登校許可書	
	髄膜炎菌性髄膜炎			
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	登校許可書	
	細菌性赤痢			
	腸管出血性大腸菌感染症			
	腸チフス			
	パラチフス			
	流行性角結膜炎			
	急性出血性結膜炎			
	その他の感染症 (例) ※	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後、24時間を経て全身状態が良ければ登校可能	保護者からの聴取、または、登校届
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可 B型・C型：出席停止不要	
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能	
		伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能	
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能	
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	
		感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
アタマジラミ		出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)		
伝染性軟属腫（水いぼ）		出席可能(多発性発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)		
伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）			

※ 第3種「その他の感染症」については、感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の様態等を考慮して、出席停止の指示をするかどうか判断する。

保護者の皆様

昭島市立富士見丘小学校  
校長 稲垣 達也

## 新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について

日頃より、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症防止対策につきましても、一層の徹底に努めていただいております、重ねてお礼申し上げます。

さて、この度の派生株B.A. 5系統への置き換わりによる感染者急増を受け、厚生労働省より新たな考え方が示されました。現時点での取扱いを整理しましたので、下記の通りお知らせします。

記

今回の変更点

### 1 児童自身が、陽性者となった場合の療養（出席停止）期間について

陽性者の状況		療養期間の起算日と療養期間	適用開始日
陽性と判定 (みなし陽性を含む)	児童に発熱や喉の痛み等の症状がある場合	発症日の翌日から7日間 <small>ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、感染予防行動の徹底が必要。</small>	令和2年9月7日
	児童に発熱や喉の痛み等の症状がない場合	検体採取日の翌日から7日間 <small>ただし、療養期間の7日間の間に何らかの症状を発症した場合は、その翌日から更に7日間が療養期間となる。</small>	令和4年1月28日

### 2 児童自身が、濃厚接触者となった場合の待機（出席停止）期間について

陽性者との隔離状況		待機期間の起算日（最終曝露日）と待機期間	適用開始日
濃厚接触者と判定	感染した家族（陽性者）が入院、宿泊施設での療養、一時的な別居等により、児童との完全隔離ができた場合	陽性者を隔離した日の翌日から5日間	令和4年7月22日
	感染した家族（陽性者）が、住居内で（マスク着用、飛沫防止、消毒、日用品の併用を避ける等の可能な範囲で）感染対策を講じて自宅療養している場合	感染防止対策を講じた日の翌日から5日間	
	感染した家族（陽性者）が、感染対策をせずに自宅療養している場合	陽性者が療養期間を終了日の翌日から5日間	

※ ただし、待機期間の2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットによる検査で陰性が確認された場合には3日目に待機期間を解除することができる。

### 3 同居家族等が、濃厚接触者もしくは体調不良の場合の出席停止期間について

同居家族の状況		出席の可否	適用開始日
陽性	上記2「児童自身が、濃厚接触者となった場合の待機期間について」による	—	—
濃厚接触者	同居家族かつ児童自身にも、体調不良がみられない場合	出席可	令和4年4月18日
体調	同居家族もしくは児童自身が、体調不良	出席停止	—

#### 4 出席停止期間解除後の登校再開について

登校するに当たって、医療機関や保健所が発行する陰性証明を、学校に提出する必要はありません。  
ただし、登校初日には、保護者による別紙の[登校届](#)を学校に提出してください。

- ※ 保健所や担当医からの指示が上記と異なる場合など、ご不明な点等は、学校までお問い合わせください。
- ※ 今後、国や東京都から新たな取扱いが示された場合など、この扱いは順次、変更されます。